

家計急変の該当基準と判定方法について

該当基準

申請者および配偶者等の令和5年1月以降の任意の1か月の収入を12か月換算した額が、下表の住民税非課税相当限度額以内であること

判定方法

- ①令和5年1月以降の任意の1か月の収入により経済状態を推定します。
収入の種類(給与、事業、不動産、年金)
- ②判定対象者は、申請者および配偶者等のそれぞれについて判定します。
- ③世帯の人数は、申請時点における以下の合計人数で判定します。
 - ・申請者本人
 - ・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の者)
 - ・扶養親族(16歳未満の者も含む)

◎住民税(均等割)の非課税相当限度額算定表

世帯の人数	家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)	月額の日安 (総支給額を確認)
2	夫(婦)+子1人	1,560,000円	130,000円以内
3	夫婦+子1人	2,057,000円	171,400円以内
4	夫婦+子2人	2,557,000円	213,000円以内
5	夫婦+子3人	3,057,000円	254,700円以内
6	夫婦+子4人	3,557,000円	296,400円以内
7	夫婦+子5人	4,057,000円	338,000円以内

判定方法のイメージ(例)

世帯人数4人(夫婦+子2人)の場合

- ・給与収入
- ・判定対象者2人

○R5.2月分の給与総支給額 **160,000円**(申請者)

→ 年収換算(見込) 16万円×12か月 = **1,920,000円**

○R5.2月分の給与総支給額 **80,000円**(配偶者等)

→ 年収換算(見込) 8万円×12か月 = **960,000円**

判定結果

→ **収入の高い申請者の年収換算が住民税非課税相当限度額(2,557,000円)以内のため、給付可能**